

News Release

食品衛生法施行規則の改正に係る消費者委員会への諮問について

平成 22 年 9 月 30 日
消 費 者 庁

消費者庁では、本日、食品衛生法施行規則の改正に係る消費者委員会への諮問を行いましたので公表します。

1. 諮問の内容

食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づき、防かび剤又は防ばい剤を含む旨の表示を義務づける作物に、あんず、おうとう、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、びわ、マルメロ、もも及びりんごを追加すること。

2. 諮問の経緯

厚生労働省において、指定添加物として防かび剤フルジオキシニルを新規指定する手続きが進められている。当該添加物は、現在、防かび剤を使用した際に表示義務のないあんず、おうとう、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、びわ、マルメロ、もも及びりんごへも使用が認められる予定であることから、これらの作物に表示義務を拡大するため、諮問を行うものである。

3. 今後の予定

消費者委員会食品表示部会での審議後、食品衛生法施行規則等の改正につき、厚生労働省に協議し、パブリックコメント（30日程度）、WTO通報（60日程度）を実施する予定。これらの結果を踏まえ、消費者委員会において再度審議を行い、消費者委員会から答申を受理し、食品衛生法施行規則の改正等を実施する予定。

問い合わせ先：消費者庁食品表示課
江島、中田
TEL：03-3507-9222